

## 平成 30 年度埋蔵文化財発掘調査に係る作業員募集要項

- 1 受付期間 平成 30 年 3 月 5 日（月）～ 3 月 16 日（金）
- 2 受付場所 嘉島町公民館（嘉島町上島 917 ※町民会館ではありません）  
別紙参照
- 3 雇用期間 平成 30 年 4 月 1 日～ 9 月 30 日（約 6 ヶ月間）  
※勤務成績が良好な場合、1 回まで更新可
- 4 勤務場所
  - (1) 発掘調査  
嘉島町北甘木・井寺の発掘調査現場  
井寺古墳
  - (2) 整理作業  
嘉島町公民館
- 5 募集人数 現場 25 名程度  
整理 25 名程度
- 6 業務内容（業務の詳細は登録用紙を参照してください）
  - (1) 発掘調査
    - ア 掘削・排土
    - イ 図面作成
    - ウ 三次元計測
  - (2) 整理作業
    - ア 洗浄
    - イ 註記
    - ウ 修正・収納
    - エ 接合
    - オ 実測・浄書
- 7 採否通知
  - (1) 平成 30 年 3 月 27 日（火）正午 に町HPで採用者番号を掲載
  - (2) 郵送にて通知
- 8 保険  
労災保険
- 9 備考  
選考・待遇等については嘉島町埋蔵文化財調査作業員雇用規程に基づく。  
主な部分については登録用紙裏面に概要をつけているのでご確認ください。

作業員登録申込書（兼調査作業員名簿登録書）

受付No.

氏名	ふりがな			写真貼付欄 (4cm×3cm)	
生年月日	年	月	日		男・女
住所	〒 -				
電話番号	(自宅)		緊急連絡先 (親族等)	事故等発生時、本人に代わって連絡する相手	続柄
	(携帯)				

希望する職種(2つまで)を記入してください(※1つのみでも可)

希望職種	区分	内容	募集数	希望	備考	主な勤務地
発掘調査	掘削	発掘作業（スコップ・移植ごて等を用いた掘削作業・排土運搬）	25			発掘調査現場
	図面	上記作業に加えて測量機械等を用いた遺構実測作業			実技試験の可能性あり	
	3次元計測	Sfm/MVS法によるPCを用いた画像解析、遺構図面下図の作成（PC、Photoscan、Cloudcompare等のソフトへの知識が必要）			現場作業が出来る、遺構図面の経験があること	嘉島町公民館/ 発掘調査現場
整理作業	水洗	出土した遺物の水洗作業	25			嘉島町公民館
	註記	面相筆などを用いた注記（出土した位置情報などを遺物に書き込む）作業				
	修正・収納	遺物ラベル・図面・写真等のデータ上の欠陥を修正・遺跡データベース化に向けた作業も併せて実施（PC等を使用します）				
	接合	土器（甕棺等の大形遺物を含む）を接合し、元の形に復元する作業				
実測/浄書	土器・石器等の実測図を作成する作業及び遺構、遺物などの実測図をPCを用いて浄書し、図原稿を作成する			実技試験の可能性あり		

※応募人数や技能等の条件によりご希望に添えないことがあります。また、面談等を実施する可能性があります。

通勤手段	
通勤時間	分

提出前チェック	
<input type="checkbox"/>	氏名・生年月日
<input type="checkbox"/>	氏名欄の押印
<input type="checkbox"/>	履歴の遺跡名等

※裏面にも記載欄があります

## 嘉島町埋蔵文化財調査作業員雇用規程（抄）

第1条 この規定は、埋蔵文化財発掘調査に従事する作業員の雇用などに関して必要事項を定めるものとする。

### 第2章 職種

（職種区分）

第2条 職種は、次に掲げる基準によって区分する。

（1） 調査作業員A

考古学の基礎的な知識と測量などの技量、及び調査を計画し実施する能力を有し、調査員の補佐的業務に当たる者

（2） 調査作業員B

考古学の基礎的な知識と実測又は測量などの実技を行う能力を有し、調査員の指導のもとで調査の補助的業務に当たる者

（3） 調査作業員C

前各号のいずれにも該当せず、埋蔵文化財の発掘調査・整理作業に従事する者

### 第3章 雇用

（登録及び採用）

第3条 調査作業員（以下「作業員」という。）について、雇用を希望するものは嘉島町教育委員会（以下「教育委員会」という。）に設置してある「調査作業員登録申込書（以下「申込書」という。）」（様式第1号）に必要事項を記入し、教育委員会まで提出する。提出された申込書の受理をもって「調査作業員登録名簿（以下「登録名簿」という。）」の受付順に登録される。なお、他自治体への同一期間内の重複登録は不可とし、判明した場合登録を取り消す場合がある。

2 登録名簿の有効期間は、1年とする。ただし、年度の途中で受理したものであっても次年度においては改めて申込書を提出させるものとする。

3 教育委員会は、名簿に登録された者の中から現場の内容及び個人の技量に応じて必要な人員を招集する。なお、必要に応じて実技試験、又は面接試験を実施する。

4 招集された作業員には、教育委員会が定める「雇用承諾書」（様式第2号）を提出させるものとする。

5 名簿に登録されたが採用見送りとなった者については、個々に待機番号を付与し、「待機番号通知書」（様式第3号）により通知する。作業員の欠員が生じた時、その待機番号順に従って補充を行うものとする。

（雇用の決定）

第4条 前条に基づき様式第2号を提出した作業員に対して、教育委員会は「雇入通知書」（様式第4号）で通知し、雇用決定を行う。

（雇用期間）

第5条 作業員の雇用期間は最長6ヶ月以内とし、その期間は雇入通知書に定めるものとする。ただし、業務の都合により雇用期間を6ヶ月以内で更新することができる。

2 月の途中で採用となったとしても、その月の初日を起点とした6ヶ月間とする。

3 前項で通知した雇用期間は、教育委員会が変更の必要があると認められたときには、この期間を変更することができる。

（雇用年齢）

第6条 作業員の雇用年齢については、満15歳以上（義務教育修了者）とする。

（出勤の確認）

第7条 作業員は所定の時刻及び場所に出勤し、調査員の確認を受けた上で、出勤簿に押印する。

### 第4章 勤務条件

（勤務時間）

第8条 作業員の勤務時間は、午前9時00分から午後5時までの7時間とする。

2 勤務時間の単位は、1日の勤務時間区分については、下記の3区分とする。

（1） 午前9時～正午まで 7分の3

（2） 午後1時～午後5時まで 7分の4

（3） 午前9時～午後5時まで 7分の7

3 勤務の区分については、作業員の自己都合による場合は、7分の3、7分の4又は7分の7の区分を適用する。

4 原則として1日7時間を超える時間外労働は行わない。

5 休日は賃金を支給しない。

第11条 作業員の休日は、次に掲げる日とする。

（1） 日曜日及び土曜日

（2） 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

（3） 業務上必要のあるときに、あらかじめ通知して臨時の休日を定めた期間

### 第5章 賃金の支給

（賃金）

第12条 作業員の賃金は、いずれも日額とし、次のとおり支給する。

（1） 調査作業員Aの賃金 日額 9,100円（時給換算1,300円）

（2） 調査作業員Bの賃金 日額 6,020円（時給換算 860円）

（3） 調査作業員Cの賃金 日額 5,600円（時給換算 800円）

2 作業員の賃金は、第8条に規定する勤務時間による勤務に対して支給する。

（退職金）

第13条 退職金は支給しない。

上記規定及びチェック項目を確認し、表面記載の内容で間違いありません

平成 年 月 日 氏名（自筆）

印